

平成26年度下請取引等 実態調査の結果について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室



1 調査の目的

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を行っているところです。今般、建設業法第31条第1項及び第42条の2第1項の規定に基づく下請取引等実態調査を、全国の建設業者約1万4千業者を対象に実施しました。



2 調査の概要

◇調査対象：

全国の建設業者から無作為に抽出した**14,049者**
※本調査は、下請契約における元請負人（注文

者）の行為に関する実態把握を主な目的としているため、知事許可建設業者に関しては、概ね資本金1千万円以上の建設業者が対象

※福島県の一部市町村の地域に主たる営業所（本社等）を有する建設業者は調査対象外

◇調査方法：

郵送による書面調査（平成26年7月18日～平成26年9月2日）

◇調査内容：

① 元請・下請間及び発注者・元請間の取引の実態等

※法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況【新規調査項目】

② 社会保険等の加入状況（平成24年度追加項目）

③ 技能労働者への賃金支払状況（平成25年度追加項目）

表一 1 許可区分別回収率・集計対象業者数

許可区分	調査対象業者数 ①	回収業者数 ②	建設工事を下請負人に発注した実績がある	建設工事を下請負人に発注した実績がない	既に事業活動を終了した建設業者 ③	回収率 ②/①	集計対象業者数 ②-③
大臣・特定	1,208	1,109	1,094	14	1	91.8%	1,108
大臣・一般	364	288	246	40	2	79.1%	286
知事・特定	5,259	4,622	4,359	247	16	87.9%	4,606
知事・一般	7,218	5,637	4,248	1,337	52	78.1%	5,585
計	14,049	11,656	9,947	1,638	71	83.0%	11,585

④ 消費税の転嫁に関する状況【新規調査項目】

◇調査対象期間：

平成23年7月1日～平成26年6月30日における取引

◇回収業者数：11,656者（回収率83.0%）

◇集計対象業者数：

11,585者（回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者（71者）を除いた者）



調査結果の概要

(1) 建設業法の遵守状況

建設工事を下請負人に発注したことのある建設業者（9,947者）のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者（適正回答業者）は303者（3.0%）であり、昨年度の調査結果（3.4%）と比較すると、0.4ポイント低下しました。

一方、不適正な回答の場合には是正措置の指導対

表—2 平成26年度 下請取引等実態調査結果（指導対象調査項目別の適正回答率）

	指導対象調査項目	適正回答率（%）		増減
		平成26年度	平成25年度	
1	見積依頼方法	77.7	73.2	4.5
2	金額決定方法	97.0	96.8	0.2
3	見積提示内容	12.4	12.8	-0.4
4	見積日数（500万円未満）	97.3	97.0	0.3
5	見積日数（5000万円未満）	56.1	52.9	3.2
6	見積日数（5000万円以上）	51.1	45.9	5.2
7	契約方法	59.6	57.2	2.4
8	契約条項	22.7	30.4	-7.7
9	契約締結時期	96.6	96.4	0.2
10	追加・変更時の契約締結	80.9	77.6	3.3
11	追加・変更時の見積依頼方法	69.5	58.2	11.3
12	追加・変更時の契約方法	73.9	70.8	3.1
13	追加・変更時の時期	68.6	68.8	-0.2
14	追加・変更の内容不確定時の対応	11.4	10.0	1.4
15	引渡申出からの支払期間	95.1	94.8	0.3
16	注文者から受領してからの支払期間	82.2	81.9	0.3
17	支払手段	89.8	89.3	0.5
18	手形期間	89.1	88.7	0.4
19	赤伝処理	69.2	66.9	2.3
20	施工体制台帳の整備（公共工事）	97.7	97.3	0.4
21	施工体制台帳の整備（民間工事）	83.4	83.9	-0.5
22	添付書類（公共工事）	50.3	48.7	1.6
23	添付書類（民間工事）	35.5	31.1	4.4
24	施工体系図（公共工事）	96.9	96.3	0.6
25	施工体系図（民間工事）	68.0	66.5	1.5
26	帳簿備付	87.6	87.0	0.6
27	帳簿保存期間	86.4	84.3	2.1

象となる27の調査項目のうち、昨年度より改善した調査項目は23となり、全体的に適正回答率は改善されています。このうち、最も改善された調査項目は「追加・変更契約の見積依頼方法」(11.3ポイント改善)であり、最も低下した調査項目は「契約書で定めている条項」(7.7ポイント低下)でした。

(2) 法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況

平成25年9月から標準見積書の一斉活用が開始されたことを踏まえ、今回の調査から、法定福利費が内訳明示された見積書の活用状況に関する設問を設けました。法定福利費が明示された見積書の提示を全部又は一部の下請契約で働きかけている割合は28.7%でした。また、法定福利費が明示された見積書(標準見積書)を全部又は一部の工事で提出している割合は31.6%でした。

(3) 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は12.9%であり、昨年度の調査結果(15.7%)と比較すると、2.8ポイント改善しました。

不当なしわ寄せの内容のうち、最も多かったのは、昨年度と同じ「下請契約の締結が工事着手後となった」(29.9%)でした。

(4) 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は4.3%であり、昨年度の調査結果(5.7%)と比較すると、1.4ポイント改善しました。

不当なしわ寄せの内容のうち、最も多かったのは、昨年度と同じ「発注者側の設計図書不備・不明確、設計積算ミス」(16.8%)でした。

(5) 社会保険等への加入状況

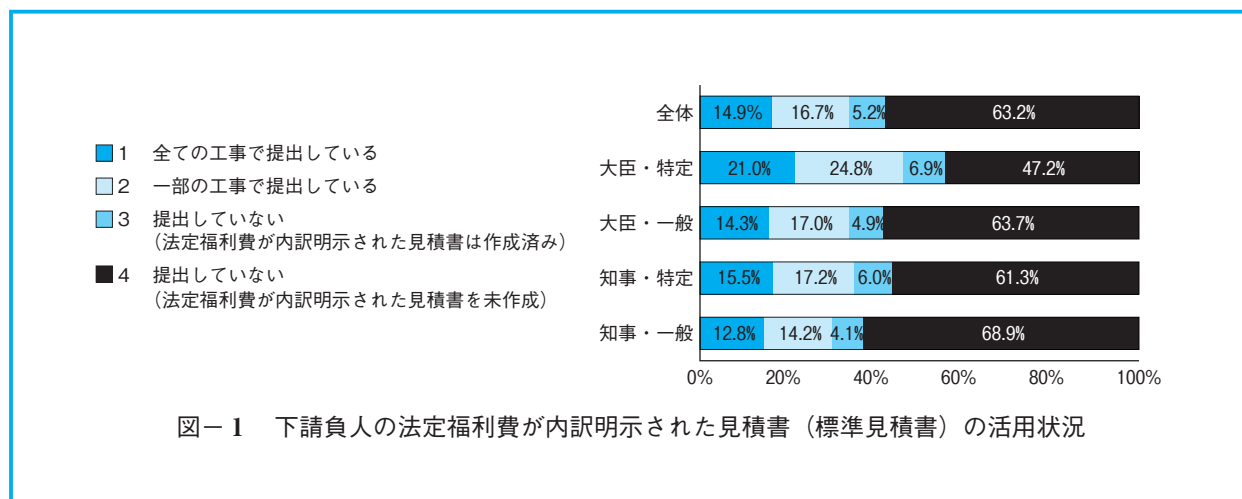
雇用保険(95.8%)、健康保険(94.7%)、年金保険(97.0%)の3保険全てにおいて、昨年度より加入状況が改善しました。

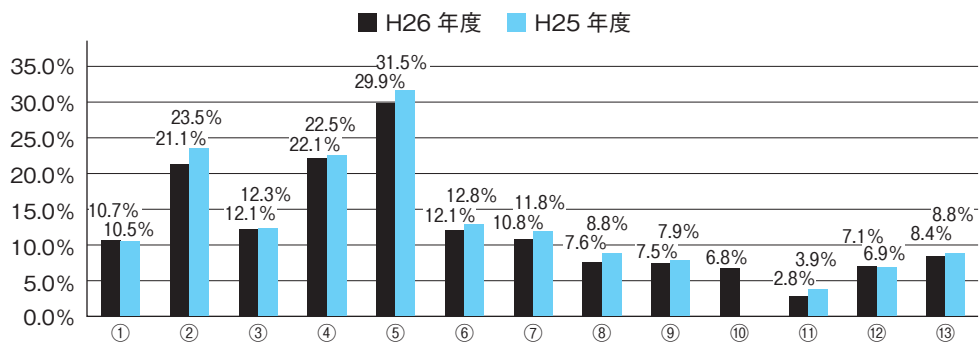
一方、3保険のいずれかに未加入である建設業者のうち、今後加入を予定していると回答した建設業者は47.0%であり、昨年度の調査結果(62.8%)と比較すると、15.8ポイント低下しました。

(6) 技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は61.2%であり、昨年度の調査結果(50.2%)と比較すると、11.0ポイント改善しました。

賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、昨年度は「公共工事設計労務費単価が上昇したため」でしたが、今年度は「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者





- ①元請負人からの見積依頼がないまま契約に至ったことはありますか
- ②下請契約の締結時に元請負人から指値発注されたことがありますか
- ③工期について、元請負人から、極めて短いなど不適正な工期を設定されたことはありますか
- ④下請契約の締結が書面で行われなかったことはありますか
- ⑤下請契約の締結が工事着手後となったことはありますか
- ⑥追加・変更契約の締結を拒否されたことはありますか
- ⑦元請負人が発行する手形の期間について、120日を超える手形を交付されたことはありますか
- ⑧下請代金の受取時に、不当に支払の保留をされたことはありますか
- ⑨貴社に合意を得ることなく、一方的に下請代金を差し引く赤伝処理をされたことはありますか
- ⑩安全経費の支払いが認められなかったことはありますか（※平成26年度新規調査）
- ⑪下請代金の消費税相当額の転嫁が認められなかったことはありますか
- ⑫貴社の責任ではないにもかかわらず、元請負人からやり直し工事を強いられ、その費用を一方的に負担させられたことはありますか
- ⑬工事代金の一部もしくは全く支払ってもらえなかったことはありますか

図-2 元請負人による下請負人へのしわ寄せの内容

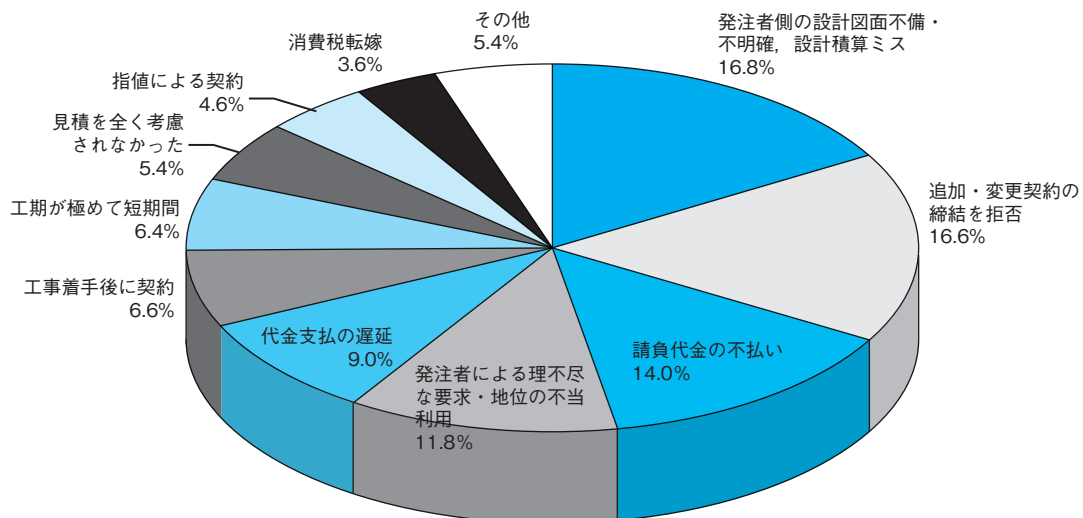


図-3 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの内容

が確保できないため」でした。

一方、引き上げない理由としては、昨年度の調査結果と同様に「請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できない」が最も多くなりました。

(7) 消費税の転嫁に関する状況

平成26年4月1日に消費税率が引き上げられた(5%→8%)ことに伴い、消費税の転嫁拒否等行為(買ったとき、減額、本体価格での交渉拒否、役務利用・利益提供の要請)が行われていないかについての設問を設けました。

その結果、「消費税率8%での契約が全て行われた」(94.9%)、「消費税率8%での支払が全て行われた」(95.3%)、「本体価格での交渉拒否又は税込価格での契約の強制はなかった」(95.8%)、「消費税引き上げの代替としての商品・サービスの利用強制はなかった」(98.6%)と回答した者が最も多くなりました。



4 調査結果に基づく今後の対応

建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講じるよう指導を行います。また、調査結果に基づき、適宜、許可行政庁において立入検査等による指導を行います。未回答業者についても立入検査の対象として選定し、下請取引の実態を確認します。

また、調査結果から、知事一般建設業者について建設業法の遵守状況が著しく低い傾向が見受け

られるため、都道府県許可行政庁等との更なる連携を図り、指導等を強化するとともに、大臣許可建設業者への立入検査等を引き続き実施する等の法令遵守の取組を推進します。

社会保険等への加入については、いずれかの保険に加入していない企業が「今後加入する理由」として、許可行政庁や元請負人からの指導を多く挙げていることから、引き続き、許可行政庁による建設業許可・更新時、経営事項審査時の加入指導や、元請負人による下請指導ガイドラインに基づく下請指導の取組等の更なる徹底を図ります。

技能労働者の賃金水準の引上げについては、一定の成果が見られますので、引き続き、工事現場に周知ポスターを掲示するなど、関係者一体となった取組を進めます。

消費税の転嫁については、中小企業庁・公正取引委員会との連携を図りながら、引き続き、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、取組を進めます。

今後とも、「駆け込みホットライン」、「建設業取引適正化センター」等の施策について、さらに周知するとともに、しわ寄せを行っている元請業者の情報に基づく立入検査の重点化等により、適正な取引に向けた取組を推進します。

※平成26年度下請取引等実態調査の結果の詳細については国土交通省土地・建設産業局建設業課のホームページ(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html)を確認して下さい。